

一般社団法人日本癌治療学会定款施行細則第6号（代議員総会規則）

（目的）

第1条 この規則は、この法人（以下「本法人」と略す。）定款第26条第11号、第28条、第30条第2項及び第36条に基づき、代議員総会（以下「総会」と略す。）に関する開催手続き・運営等について定め、総会の円滑な運営を図ることを目的とする。

（総会の開催）

第2条 定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。その開催日時及び場所の決定は、理事会の決議を経て、総会の承認を受けるものとする。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、理事長に招集の請求をしたとき
- (2) 監事が必要と認め、理事長に招集の請求をしたとき
- (3) 総代議員の10分の1以上の議決権を有する代議員が、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、理事長に招集の請求をしたとき

（総会の招集）

第3条 理事長は、前条第2項各号により臨時総会の招集の請求があったときは、その日から6週間以内に総会を招集しなければならない。

2 前条第2項第3号により招集の請求をした代議員は、次に掲げる場合には、裁判所の許可を得て、臨時総会を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知が発せられない場合

3 総会を招集するときは、次に掲げる事項を定め、これを記載した書面をもって、開催日の2週間前までに、各代議員に通知しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的及び審議事項がある場合は、当該事項
- (3) 総会に出席しない代議員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨と議決権行使に必要な参考情報
- (4) その他法令に規定する事項

4 第2項の規定により代議員が臨時総会を招集する場合を除き、前項各号に掲げる事項の決定は、理事会の決議によらなければならない。

5 第3項の規定にかかわらず、総会は、総代議員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。ただし、同項第3号に掲げる事項を定めた場合は、この限りでない。

（総会の運営）

第4条 総会の議事の開閉は、議長がこれを宣する。

2 議長は、議事日程に従い、議事を円滑に進行せしめるとともに、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

3 議長は、代議員の発言を不当に制限してはならない。

4 議長は、その命令に従わない者その他当該総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

5 理事及び監事は、総会において、代議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより代議員の共同の利益を著しく害する場合その他法令の定めにより正当な理由がある場合は、この限りではない。

（総会の決議）

第5条 総会においては、定款に定めるところによるほか、次に掲げる事項を決議することができる。

- (1) 理事及び監事による当該総会に対する資料等の提出
- (2) 当該提出資料等を調査する者の選任
- (3) 第2条第2項第3号又は第3条第2項の規定により招集された総会においては、本法人の業務及び財産の状況を調査する者の選任
- (4) 総会の延期又は続行

2 前項第5号の決議があった場合には、第3条第3項及び第4項の規定は、適用しない。

（議案の説明）

第6条 議案の説明については、提案者がこれをすべて執り行うものとする。ただし、必要がある場合は、本法人事務局職員若しくはその他の者に説明させることができるものとする。

(総会への報告の省略)

第7条 理事が代議員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(動議の提出)

第8条 出席した代議員は、議事日程を妨げない限り、いつでも動議を議長に提出できる。

2 前項の動議が提出されたときは、議長は、これを議案に供するか否かを議場に諮らなければならない。

(議案、動議の再提出の禁止)

第9条 否決または撤回された議案及び動議は、同一総会において再び提出することができない。

(採決の方法)

第10条 採決は、次のいずれかの方法によるものとする。

(1) 挙手

(2) 起立

(3) 投票

2 挙手及び起立は、賛成者及び反対者について行う。

3 投票は、本法人より配布された用紙を用いて行う。

(規則の変更等)

第11条 この規則の変更を必要とする場合は、理事会の決議を経て、定めるものとする。

附 則

1 この規則は、平成21年1月5日から施行する。

2 この規則は、平成21年3月30日から施行する。

3 この規則は、平成30年10月17日から施行する。